

中国の国際海上輸送規則の改正

中国政府は 2023 年 7 月 20 日付で中華人民共和国国際海上輸送規則を改正しました。中国の港に出入りする国際海上輸送業務に従事するオペレーターに関していくつかの変更点があります。

要点は以下のとおりです。

1. 国際コンテナ運送事業者、国際一般貨物運送事業者および NVOCC は、事前認可を取得することは不要

コンテナ運送事業者、国際一般貨物運送事業者および NVOCC は、関連事業に従事する前に認可を申請する必要がなくなり、事業開始後 15 日以内に、事業者名、登録地、連絡先および船舶（NVOCC は該当しない）を含む記録を省運輸管理局に提出することのみが義務付けられ、また、事業終了後 15 日以内に、省運輸管理局に記録を提出しなければならない。一方、国際旅客運送業者および国際バルク液体危険貨物運送業者は、関連事業に従事する前に、事前の承認を得る必要がある。

2. 中国本土と香港・マカオ間の運輸の行政管理は、国務院から省政府に変更

国際旅客船運航者および国際バルク液体危険物船運航者は、省運輸管理局の許可を得なければ、香港・マカオと中国本土間の運送業務に従事することができない。国際コンテナ船運航者および国際一般貨物船運航者は、香港・マカオ・中国本土間の輸送業務に従事する前に、省運輸管理局に対して記録を提出しなければならない。本規則の改正前は、上記の業務はいずれも国務院の認可が必要であった。中国本土と台湾の間で船舶運送事業を営もうとする外国のオペレーターは、直接運送であるか第三国を経由するかにかかわらず、引き続き国務院に管理承認権限がある。

3. 行政処分が変更

必要な認可または許可を得ずに、旅客または液体危険貨物をばら積みで国際運送する行為は、違法収益没収の処分を受ける可能性がある。違法収益が 50 万人民币元以上の場合、その 2 倍以上 5 倍以下の過怠金が科される。違法収益が 50 万人民币元未満の場合、過怠金の額は 20 万人民币元から 100 万人民币元の間となる。国際コンテナ運送事業者または国際一般貨物運送事業者が、当該事業に適した船舶を保有していない場合、省運輸管理局は是正命令、もしくは深刻な場合には（行政罰の代わりに）是正のための事業停止命令を行う。

4. NVOCC は預託と B/L の登録は不要

NVOCC は国務院運輸管理部に預託し、B/L を登録する必要がなくなった。

以上、ご参考になれば幸いです。ご不明な点がございましたら、oasis@oasispandi.comまでお問い合わせください。

Oasis P&I Services Company Limited